平成２５年（フ）第８５２６号
東京都中野区上鷺宮５丁目21―24　第１鷺信ハイム105
債務者　楠本貴代美
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５８４号
埼玉県川口市南前川２丁目15―24―102
債務者　小泉由紀子
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８５３５号
東京都新宿区新宿７丁目17―15―102
債務者　堀内　　亮
1　決定年月日時　平成25年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２４４号
大阪市東淀川区南江口１丁目２番103―909号
債務者　石本　啓太
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３０１号
大阪市旭区大宮２丁目27番８号　ハイム大宮502、前住所大阪市北区浮田２丁目５番19号
債務者　角田　リカ
1　決定年月日時　平成25年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６５９号
東京都福生市熊川95番地熊川住宅1046
債務者　丹羽季実子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１２２６号
横浜市磯子区洋光台２丁目１番30―201号
債務者　中田すみ子こと　中田　澄子
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４４３号
神奈川県綾瀬市上土棚中５丁目４番17―307号
債務者　上田　真澄
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４５１号
神奈川県茅ヶ崎市小和田２丁目11番24号　サニーハイツＡ―101
債務者　伊藤　一浩
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４５４号
横浜市南区真金町１丁目４番地８　日興パレス大通り公園602
債務者　坂口　美香
1　決定年月日時　平成25年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３４２号
静岡県浜松市中区領家２丁目13番20号　グランドール領家103
債務者　内田　加苗
1　決定年月日時　平成25年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月４日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第４４号
滋賀県近江八幡市中小森町308番地８
破産者　株式会社明日美屋
1　決定年月日　平成25年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１３３号
長野県千曲市大字上徳間字深田296番地
破産者　八幡自動車合資会社
1　決定年月日　平成25年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第５６８号
愛知県みよし市打越町新池浦64番地１
破産者　有限会社光建
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０６号
広島市東区馬木８丁目520番地の85
破産者　有限会社味園
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８１号
香川県高松市木太町5109番地３
破産者　株式会社川元工務店
1　決定年月日　平成25年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３４８号
京都府久世郡久御山町島田堤外10番地
破産者　株式会社曽束廸工務店
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係